

第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月29日(水) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(14名)

会長 2番 安原 義之

会長職務代理者 6番 市川 政一

委員 1番 尾崎 香 3番 関原 正晴 4番 飯塚 淳一

5番 山下 利秋 7番 清水 輝男 8番 霜鳥 勝範

9番 丸山 光浩 10番 高橋 敏明 11番 生井 一広

15番 竹内 則孝 16番 竹田 賢一 17番 宮尾 俊一

4. 欠席委員

12番 渡邊 春男 13番 内田 芳昭 14番 丸山 嘉之

5. 提出議題

報告第22号 農用地利用集積計画変更届出について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第24号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第31号 農用地利用集積計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

7. 会議の概要

事務局次長

本日、東條事務局長につきましては、別公務のため欠席となっております。
本日の出席委員を報告します。只今の出席委員は、14名です。
それでは、安原会長、お願いします。

会長

連日テレビ報道されている通り、コロナの方も国民の自粛とワクチンのおかげで、かなり収束されてきておりますが、皆さんももう少し気をつけていただいて活動に支障がないように、よろしくお願ひしたいと思います。

妙高市の秋の作業風景も、大分終わりに近くなってきたような気がしますが、なかなか忙しくてあちこち行けない状況ですので、今日は委員の皆さんから地区の状況をお聞かせいただければと思います。

はじめに妙高高原の高橋委員さん、お願いします。

10番

自分の近所しか見てないのですが、去年まで委員をされていた高田さんあたりは、先週の早いうちに、「つきあかり」を刈ってありました。

私も高田さんの勧めで今年から「つきあかり」を半分だけ作りまして、それが、昨日すべて刈り終えて、今日、脱穀が終わったところでございます。

早稲品種に関しては、もうすでに妙高高原地区で終わっているような感じでございます。

会長

ありがとうございました。
妙高地区の関原委員さん、お願いします。

3番

妙高地区ですが、原通の北部はほとんど終わった田んぼが多いのですが、関山地区の方では23日から稲刈りが始まりまして、今まだ、コシヒカリですけれども、稲刈りの盛りです。

この後私もまだ、稲刈り・稲運びが待ってまして、今、うちの近所は、稲刈り真っ盛りです。

会長

ありがとうございました。
新井南部地区の飯塚委員さん、お願いします。

4番

南部の方は、刈取りが進みまして、ほぼ終了に近づいておりますが、一部で面積が多い方は、約半分くらいまで収穫が終わっているという状況です。

あと「新之助」の方は、結構南部でも作ってございまして、残っているのはほとんど「新之助」という感じです。

会長

ありがとうございました。
水上地区の丸山委員さん、お願いします。

9番

水上地区は、ほぼ終了に近づいております。
種もみを担当しているところがあと何日かで終わると聞いております。
順調に終わっていると思います。

会長

ありがとうございました。
和田地区の宮尾委員さん、お願いします。

17番

和田地区の方は、一般の人たちについては、あと2~3日で終わると思います。
認定農業者の方は、まだもう少し残っているという感じです。

ちなみに、私どもは昨日でやっと「みずほの輝き」の刈取りが終わりました。

会 長 ありがとうございます。
矢代地区の竹内委員さん、お願いします。

15番 個人の農家さんのコシヒカリは刈り終えている感じです。
法人の「みずほの輝き」は、まだ手をつけていないのか残っています。

会 長 ありがとうございます。
斐太地区の霜鳥委員さん、お願いします。

8 番 斐太地区に関しては、コシヒカリは大体終わっています。
法人の方がかなり多いものですから、これから多分中手に入ると思います。
うちの近所でも経営面積の多い方も、10月に入って刈り終わるという話を聞いております。
今年の状況を見ますと、お盆以降は日照不足で、くず米がたくさん出て、私を含めて減収で悲鳴を上げております。

会 長 私もあと、9haくらい刈れば終わりなので、先が見えてきまして、今、お話もありましたけれども10月4日からくず米が10円下がるということでもあります。
あまりにもたくさん集まり過ぎているということで、4日から値下がりというようなことをお聞きしました。
市内の状況をお聞きしましたが、今年は農作業事故等々については聞いておりません。
今少しの期間、皆様で気をつけて、作業をしていただくよう、よろしく願いいたします。

会議冒頭に事務局より出席報告がありましたが、今日は2名の方が直前の連絡で欠席というようなご連絡でありました。
突発的なことであれば仕方ないのですが、忘れたような話だと、あまり良い話でもないと思いますので、事務局の方で2名の方には、そのようなお話をしておいてください。
よろしく願いいたします。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第7回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。
15番の竹内 則孝委員、16番の竹田 賢一委員、よろしく願いいたします。
本日の議題については、報告事項が4件、議案が3件です。
公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。
まず、報告事項ですが、
報告第22号 農用地利用集積計画変更届出について
報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第24号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
事務局より、報告事項4件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第22号 農地利用集積計画変更届出について、です。
内容につきましては、賃貸借料の変更が2件です。

1番と2番につきましては、えちご上越農協を介した契約であることから地権者と耕作者、それぞれの契約があり2件となるものです。

賃貸借料の変更は、双方での合意によるものです。

次に、2ページ、報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

8月に届出がありました合意解約は、1件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、所有権移転です。8月の総会において5条の許可相当とされました栗原3丁目地内の宅地造成の土地です。

なお、「参考」として、先月の総会の報告事項を掲載しています。

こちらにつきましては、先月の総会において、現地確認を求める意見をいただき、総会終了後、担当地区の農業委員、推進委員さんとともに現地確認を行い、いずれのほ場も「保全管理」ということを確認しました。

なお、内容についてですが、先月の議案では「全6筆5,097㎡」と記載しておりましたが、内訳として、東四ツ屋新田に2筆3,118㎡、大鹿に4筆1,979㎡あり、2つの集落の合計が、6筆で5,097㎡という内容であります。今後は、複数の筆がある場合につきましては、全て記載することで対応して参りたいと思います。

次に、3ページ、報告第24号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

8月につきましては、農地転用事実確認が1件です。

内容についてですが、過去に5条の転用許可を受け、前所有者が宅地の拡張を行いました。地目変更の手続きがなされていなかったものです。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

次に、4ページ、報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

8月の届け出は、相続件数は10件で、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議長 続きまして、報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知についての「参考」について関原委員より説明をお願いします。

3番 9月8日、望月推進委員さん、事務局山口係長と私とで現地確認を行いました。

いずれの圃場も、保全管理ということを確認しました。

管理の状態はあまり良くなかったです。

今回解約された農地の隣接所有地や不耕作地を含め、私と望月推進委員で新たな借り手を探したいと思います。

東四ツ屋新田のほ場ですが、作付けが約3年間なされてなくて、今年何とか耕作者を探さないと、耕作放棄地になる恐れがありました。圃場整備済みであり、ほ場の真ん中に送電線があるという条件の田んぼです。

私も耕作者探しに近くの認定農業者、法人、知人の約7～8人に声掛けをさせていただきました。葎生地区の認定農業者が、2～3年間は小作料なしの条件付きでお願いできればということで耕作を考えたいということです。なんとか話がまとまればよいと思っております。

関原委員さん、事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

- 議 長 無いようでありますので、報告事項4件については、ご承知いただきたいと思ひます。確認をお願いし、耕作放棄地にならないようお願いします。
- 議 長 次に、議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議については、5ページをご覧ください。
今月の許可申請は、1件です。
- 1番について、申請地は、大字吉木地内、登記地目：畑が1筆、登記地積413㎡です。事業計画としては、隣接宅地379.57㎡と一体で、全体では792.57㎡の整備となります。
位置図は、資料No.2をご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われまふ。
申請者は、申請地に、住宅1棟とカーポート1棟の整備を希望しています。
- 以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の関係書類を確認した結果、特段問題ないと考えまふ。
- よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番については、9番の丸山 光浩委員、よりお願いします。
- 9 番 9月16日に深石推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。
申請地は、住宅敷地内に位置してあります。
現在の住宅の出入口として使っている生活道路は、昔のままて使い勝手のよい状態ではありません。
特に冬期間排雪場所も少なく、個人で、除雪するには大変負担になっている様子であります。
新たに別の場所に入出口を設置するとなると、申請地しか道路に接していないところがない状態であります。付近の農地から分断されていることもあり、転用を許可して問題なしと思われまふ。ご審議よろしくお願いします。
- 議 長 それでは、議案第29号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議 長 これより、議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めまふ。

よって、議案第29号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページ及び位置図をご覧ください。
今月の許可申請は6件です。

1番についてです。

申請地は、下町地内、登記地目：田が1筆、登記地積44㎡です。

事業計画としては、隣接宅地329.26㎡と一体で、全体では373.26㎡の整備となります。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を売買により購入し、一般住宅1棟の整備を希望しています。

2番についてです。

申請地は、石塚町2丁目地内、登記地目：畑が1筆、登記地積391㎡です。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農地です。

譲受人と譲渡人は、孫と祖母の関係にあり、申請地を贈与により譲り受け、住宅1棟のカーポート1棟の整備を希望しています。

3番についてです。

申請地は、美守1丁目地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計420㎡です。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域準住居地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を売買により購入し、住宅1棟とカーポート1棟の整備を希望しています。

4番についてです。

申請地は、美守2丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積86㎡です。

事業計画としては、隣接地260㎡と一体で、全体では346㎡の整備となります。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地は、本年4月28日開催の第2回妙高市農業委員会総会において妙高農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について同意した案件で、本年9月に妙高農業振興地域の農用地区域から除外された第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可できる案件であります。

用地の選定にあたっては、付近の農振白地や農地以外からも選定を行いましたが、地権者の同意が得られなかったことや立地条件、必要面積が確保できなかったことから、当該地が選定され、適地と判断しました。

ただし、本案件は、追認案件であります。

譲受人は、申請地が農振農用地であることが分かり、農業振興地域整備計画の変更の手続きを進めていましたが、その手続きを理解したうえで、隣接する田の作付けの関係から分筆した境界を明確にする必要があったため、コンクリート擁壁を設けて埋め戻しまで完了させてしまったため、市農林課から開発行為の中止を求める通知書を受け、農業委員会からも口頭注意をしたものであります。

今回、妙高農業振興地域の農用地区域から除外されたため、申請に至り、事務局から譲受人に指導したものであります。

これを受けて、今回の整備に関し、譲受人から始末書の提出がありました。

妙高市農業委員長、安原義之様

私はこの度、下記の農地を、農地法に基づき、第5条第1項の規定による許可申請を提出いたします。私が代表取締役を務める整備工場の従業員駐車場として利用している自己所有地の幅員が狭く、通行に不便が生じるため、駐車場の付近を拡張したく計画を立てました。

譲り受けたい部分を、昨年12月に分筆して準備を進め、引き続き、農地転用許可を申請する予定でしたが、申請地が農振農用地であることがわかり、農業振興地域整備計画の変更の手続きを行うこととなりました。

上記の手続きを理解した上で、田の作付の関係から、分筆した境界を分ける必要があったため、コンクリート擁壁を設けて、埋め戻しまで完了させてしまいました。

もちろん、申請土地を許可前に使用するつもりはありませんでした。

その後、妙高市役所農林課より、開発行為の中止を求める通知書を受けるとともに、妙高市農業委員会からも口頭にて注意を受け、事の重大さを確認いたしました。

結果的に、農地法を無視した行為となってしまったことに対し、誠に申し訳なく、反省しております。

今後このようなことのないよう十分理解して、注意したいと思っておりますので、事情を察しの上、許可申請については、格別のご配慮をくださいますようお願い申し上げます。

令和3年8月27日、譲受人からの始末書です。

本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

譲受人は、申請地を購入し、駐車場の拡張整備を希望しています。

5番についてです。

申請地は、大字十日市地内、登記地目：畑が1筆、登記地積合計799㎡です。

位置図は、資料No.7をご覧ください。

申請地は、4番と同様に、本年4月28日開催の第2回妙高市農業委員会総会において妙高農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について同意した案件で、本年9月に妙高農業振興地域の農用地区域から除外された第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可できる案件であります。

用地の選定にあたっては、付近の農振白地や農地以外からも選定を行いましたが、地権者の同意が得られなかったことや必要面積が確保できなかったことから、当該地が選定され、適地と判断しました。

譲受人は、申請地を購入し、農業用資材置場としての整備利用を希望しています。

6番についてです。

申請地は、大字長森地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計214㎡です。

事業計画としては、隣接宅地274.23㎡と一体で、全体では488.23㎡の整備となります。

位置図は、資料No.8をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

ただし、本案件は、追認案件であります。

譲渡人と譲受人は、父と子の関係にあり、このたび住宅の建て替えにあたり申請地を含めた自己所有地について、登記状況等の調査をしたところ、既存の物置と車庫の敷地が農

地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから、今回の申請に至り、事務局から譲受人に指導したものであります。

それを受けて、物置と車庫の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

妙高市農業委員長、安原義之様。

私は、この度、農地法に基づき、第5条第1項の規定による許可申請を提出いたします。

私の家はもともと、現在の住宅の隣接地に当たる土地に建てられていました。

その当時は、敷地の北側にある道路を利用していたものと思われませんが、敷地には、現在も、古い建物が残っています。

昭和49年に、私の祖父が現在の住宅を新築しましたが、その後、北側の市道が拡張され、当家の主たる出入口を北側にして、物置を建築しました。

そこで自己所有地と市道との間にある土地の購入及び道路水路の払い下げ手続きを行い、市道に直接、隣接する土地にし、敷地全体を宅地としてしまいました。

この度、住宅の老朽化によって住宅を建て替えようと土地の登記記録を確認し、改めて農地が残っていたことがわかった次第です。

すべての行為は祖父が行ったものですが、結果的に農地法を無視した結果、行為となつてしまったことに対し、誠に申し訳なく反省しております。

今後このようなことのないように、農地法を十分理解し、注意したいと思っておりますので、事情をお察しの上、許可申請について、格別のご配慮をくださいますようお願いを申し上げます。

令和3年8月27日、譲受人よりの始末書です。

本件については、譲渡人の父、譲受人の祖父が実施してしまったもので、2人の知らないところで行われたことと、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

申請者は、申請地に、住宅1棟の建替え整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番・2番については、1番の尾崎 香委員、

3番・4番については、9番の丸山 光浩委員、

5番については、8番の霜鳥 勝範委員、よりお願いします。

なお、6番については、担当委員が欠席のため、ただいまの事務局の説明のみとさせていただきます。

それでは順次、1番からお願いいたします。

1 番

1番の議案についてですが、9月13日午前8時半から石山推進委員さん、事務局で現地確認をいたしました。

事務局の説明通り、関係書類もあわせ、特段問題ないと思っておりますので、皆さんご審議よろしくお願いいたします。

続いて、2番の議案の補足説明いたします。

1番の申請地の現地確認後に続けて申請地を確認いたしました。

事務局の説明通りですが、譲受人は、譲渡人の孫娘です。

今回、私の担当地区でこのような申請は初めてですが、県外での事例もあること、2人で住宅を建てるということでもあり、申請地も第1種住宅地域で、スーパー・公園・個人

病院もあり、住宅が増えている地域です。

関係書類も確認しましたが、特段問題はないと考えますので、皆様よろしくお願ひいたします。

9 番 3番についてですが、9月16日、深石推進委員さんと、事務局で現地調査を行いました。

申請地の周辺は住宅に囲まれております。申請は2筆です。

資料No.5の地図でわかるように、用水路脇の細長い農地は、道路脇の申請地の四角い農地からしか出入りができず、完全に分断され、農地として利用ができなくなるため、隣接している農地2筆での申請となったものです。

現地の状況を踏まえると、2筆で譲り渡すことに特に問題はないと思われま

す。続きまして4番についてです。

同じく9月16日、深石推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、譲受人が耕作している農地の一部となります。

申請地の隣接地となる道路脇の少しいびつな土地を、譲受人は従業員の駐車場として、申請地の一部に鉄板で橋渡しをして利用していたとのことです。

申請地と、従業員の駐車場として使っている場所は、約2～3mの高低差があり、鉄板で橋渡しをしても、特に農作業に支障なく、長年その状態で、従業員駐車場の一部、及び駐車場へのアプローチの一部として利用していたとのことです。

近年その鉄板が劣化してきた状況もあり、申請に至った理由もあるようです。

しかし、予想以上に鉄板の劣化が進んでおり、従業員の車は申請地への転落の危険性が高まったため、鉄板を撤去し、コンクリート擁壁を設けて、土の埋め戻しまで行ってしまったとのことです。

農地法を十分理解していなかったことと、車転落等の事故へ繋がる前に、何とかしようという、従業員の安全確保を優先してとの考えだそうです。

始末書の提出もあることから、人命に関わる重大な事故を未然に防ぐというやむを得ない事情があったと判断いたします。審議のほどよろしくお願ひいたします。

8 番 4月28日開催の農業委員会において上程し同意された案件を、9月4日午前9時より、石川推進委員さん、事務局とで現地確認をしました。

申請者の経営状況、近隣との環境等から判断し、何ら問題ないと思われま

す。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第30号の質疑を行います。

皆様から質問等がありましたらお願ひいたします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第31号 農用地利用集積計画についてを上程します。

7番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、

最初に1番から6番までの6件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページ、議案第31号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。

今日は、新規設定1件、再設定6件の合計7件です。
まずは、1番につきましては新規設定です。
権利移動の事由としては、貸付人からの要望により貸し付けを行いたいものです。
続きまして、2番から6番につきましては、再設定です。
いずれも賃貸借となっています。再設定ですので、特に問題はないと思われま

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願

議長 それでは、議案第31号のうち、1番から6番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第31号 農用地利用集積計画についてのうち、1番から6番を採決
します。
お諮りします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第31号のうち、1番から6番については、市長に要請することに決定を
いたしました。

議長 次に、議案第31号 農用地利用集積計画についてのうち、7番を上程します。
7番については、4番の飯塚淳一委員に関する案件であります。
飯塚委員は、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、
退席してください。

<飯塚委員 退席>

議長 それでは、議案第31号 農用地利用集積計画についてのうち、7番について、事務局
の説明をお願いします。

事務局 続きまして、7番について説明いたします。
17ページをご覧ください。
先程の説明同様、賃貸借での再設定であり、特に問題はないと思われま
ご審議のほどよろしくお願

議長 それでは、議案第31号のうち、7番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第31号「農用地利用集積計画について」のうち、7番を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第31号のうち、7番については、市長に要請することに決定しました。
 それでは、飯塚委員の退席を解除します。

＜飯塚委員 復席＞

議 長 議案についてはこれで終了しますので、第7回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和3年10月29日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印